

日清戦争期、山東巡撫李秉衡の 黄河統治について

野口 武

はじめに

日清戦争開戦以後の山東内部の情勢には多くの懸念事項が存在していた。まず太平天国や捻軍による山東西南部流入は治安維持力を減退させており、光緒二〇年（一八九四）に至ってはドイツカトリックの山東進出によって、曹州を中心大刀会反乱に拡大していた¹⁾、治安維持のために組織された団練や緑営などの軍営維持の問題や、²⁾「国家」的物流を担う漕運の機能障害と制度的弛緩³⁾、また地方行政に付着する吏治腐敗といった問題は、清朝国家システムの中で地方行政の運営を「弛緩」させ、これら問題が省財政の収支にも負荷をかけていた。



日清戦争時にはこうした難題が省レベルで普遍化し、かつ同時並行的に対処することが課題となっていたと考えられるが、特に負担を強いられていた問題が黄河の統治であった。

周知の通り、山東の黄河は動乱期にあった咸豊五年（一八五五）に、河南省蘭陽銅瓦廂で決壊すると、従来の河道を変えて山東の大清河と結びつき、未曾有の洪水被害をもたらしていたため、山東では歴代山東巡撫の中でも主要事業として、莫大な資金をもつて対処が引き継がれていた⁴⁾。これは日清戦争期にあっても依然として山東の政策的根幹を為していたと言える。

しかし当時の山東では、やはり第一義的には日清戦争の対処が前提にあったため、軍事への対応が可能な人物が山

東巡撫に据えられることとなった。その新任巡撫として光緒二〇年八月（一八九四年九月一四日）に山東へ赴任するのが李秉衡である。⁶⁾

その李秉衡自身は、太平天国期に知県などを歴任するなかで治安維持や治水への対処を経験していた人物で、清仏戦争時代には兵站到配属されて評価を得ており、戦争対処以外にも上述した諸問題に対して、適切な対処が可能であると期待されての人事であったと考えられ、実質、李秉衡は巡撫赴任以後、その期待に応えてゆく。

しかし、こうした事項を前提として掲げつつも、同時期において、不可分となつて現れてくるはずの黄河統治の問題に対しては論攻が少なく、その関連性において未だ検討が必要であるものと考ええる。

そこで本稿はこれら山東の諸問題を前提に、日清戦争という重要な転機を迎える時代において、当時の黄河統治の施策がどのように位置づけられるのかを論じてみたい。その際、まずは日清戦争開始以後に山東巡撫として赴任した李秉衡が、黄河に対する河工策をいかにように推進していたのかを整理し、当時、黄河河工において抱えていた問題を明らかにしたい。

以下に、李秉衡がいかにように黄河統治を組織し、その河工策がいかなる視点を帯びていったのか、多くの先行研究に導かれながらも、まずは光緒二一年の対応から具体的施

策を整理して明らかにするとともに、黄河河工の統治と関連づけて述べてみたい。

一 日清戦争時の黄河河工

(一) 黄河河工の再編

さて、山東赴任後の状況から李秉衡の黄河河工の対策を確認してゆくと、当時は巡撫交代とその後の戦争対処に加えて、河川が凍結する冬季にさしかかっていたため、具体的対処は完全に後手になっていた。

しかしその間、李秉衡は行政整備の面から行動している。まず、光緒二〇年一二月、山東流域下の黄河河工の工段に対して、それぞれ河南考城县公界から壽張県の十里鋪までを「上游」とし、十里鋪以下から利津海口までを下游として二分し、その下游の工段をさらに二分し、十里鋪以下から章邱県属の傅薪莊までを「中游」、傅薪莊以下、利津、韓家垣海口までを「下游」に区分した。

この工段には、候補道クラスの人員を置き、上游に兗沂道姚協贊を総辦に、候補道馬開玉を会辦に配置し、中下游は済東道張上達の総辦に帰した。さらに候補道二員を中下游両游に分けて会辦として、それぞれ無給で管理させるものとした。⁸⁾ また、合わせて光緒一八年（一八九二）に河東

河道総督のもと設置されていた河防局を再整備した⁹。これは、委員に済東道張上達を総辦、候補道李希杰、丁達意を會辦として充てたが、済東道が総局事務を兼ねながら長年駐工させるのは困難であるとして、その下に候補道李希杰を督辦に、中游河工に対しては候補道丁達意を督辦として置き、これら下游の河工は均しく常川駐工（担当する河川に常駐）で専責として命ずるものとした。

第二に、黄河河工の年間予算について、翌二二年の黄河河工の予算編成を行った。これには光緒十五年、一六年には、それぞれ八八万および九七万両を費やしていた点から、司道各庫から銀五〇万両を籌撥（計画支出）し、藩・運司の両庫に截留してある餉需銀一〇万両を充て、計六五万両の予算で対処するものとして決定した¹⁰。

これら対処の狙いは、当然、黄河管理や水害対処に対する管理の目を光らせることであつたが、戦時下に省財政が逼迫するなかで経費を抑え、かつ巡撫直接の判断で、黄河の管理体制を省行政に組み込むことであつた。

次に、二一年に水災が発生する中で、これらの管理組織がどのように機能していったのかを確認したい。

（二）光緒二二年の水害対処

この光緒二二年には後の河工策をめぐる上で転機をなす、二つの水害が発生している。ひとつは正月に発生した

凌汎（雪解け時の水害）による済陽県高家紙坊の水災である。

この凌汎は、緊縮財政の下、「節省經費」（經費節減）によつて防汎の委員が置かれず、加えて上中下游の人員も海防のため常駐できずに、対応の遅れから八十余丈の水が済陽県、惠民県を経て徒駭河へ流れる被害となつてしまつた。ただし、先に組織した上游総辦兗沂道姚協贊や下游総辦候補道丁達意の報によつて、被害情況が把握できるようになつていた¹¹。

この対処は三月になると、委員らの対処によつて堤防をふさぎ合わせ、ひとまず区切りをつけることができたが、続く夏場の伏汎（雨季の水災）でも被害が生じてしまつた。増水時の水害となるこの伏汎は、閏五月初八、九日ごろに大雨が連続したことで、上游では寿張県を中心に、中游では東阿や長清、齊河、歴城などで埽壩（水流調節設備）や民埝（民間で造られた堤防）などの水利施設を次々と失う被害となつた。

このうち黄河下游の済陽、濱州、塩窩、利津といった地域で被害が出たが、特に利津では泥沙地帯に塩商があるだけで、堤防工事がなされていなかつたため、水があふれてから五、六〇丈に拡がり水深三丈ほどの被害となつて、流れも北流し、特に塩灘地の多くが被害に晒されてしまつた¹²。

この対処が可能になつたのは七月上旬のころで、水流が

利津県尾閭南岸の呂家窪と、齊東南岸の北趙家（趙家菜園）で滞留していることなどが情況推移とともに明らかになつていつた⁽¹⁵⁾。

以上のように、この二つの水害が日清戦争時期に発生し、対処に予断を許さない情況が続いていたが、再編した河防組織からの監視と情況報告を通じて、水害メカニズムや被害推移の具体的把握がなされていつた。

また、こうした黄河河工の費用をいかに捻出し節約して運用するのもか一大問題となつていたが、二一年の河工経費は、上中下三游におけるすべての費用をあわせて、戸部へ送り調べた銀が一二万両、工部への銀が四九万両、あわせて六二万両ほどとしており、概ね二〇年末に立てた河防経費の計画通り、年間六〇万両に収める努力がなされていつた⁽¹⁶⁾。

二 日清戦争停戦後の省財政支出計画と黄河実地調査

(一) 「籌餉」(財政支出計画)と水害の実地調査

李秉衡の巡撫赴任以後は、こうした年間の水害サイクルの対処に迫られていたため、黄河河工の具体的政策策定が可能になつたのは、日清戦争が停戦し、また秋汎(秋季の

水災)の情況が収束した九月になつてのことであつた。この背後で、日清戦争停戦後の光緒二十一年閏五月二十七日に、清廷から各地方の施策を把握するための上諭が下されていつた⁽¹⁷⁾。

これに対して、山東では黄河への対処に加えて、輸送、財源、軍営、民衆反乱といった問題も同時並行的に処理していたため、即座に奏摺を行い得なかつたが、李秉衡は「調べますに、諸臣の原奏は籌餉練兵の両端に外なりません。したがつて、工商を敦く勧めることをもつて籌餉練兵の本となすのです。鐵路を開き、鈔幣を鑄り、磁産を開き、南漕を折し、額兵を減らし、郵政を創るのはみな籌餉のことです。機器を造り、陸軍を練り、海軍を整えるのはみな練兵のことです。学堂を立てるのは、いわゆる練兵籌餉の本源なのです。そもそも傷が大きく痛みが深いのに、富強と言うには不足の言をなしています。この迂闊の談はもとより事の道理がありません。然るに、必ず何事かを取ればまず西人で、ことごとく数百年の成法を変えています。臣(李秉衡)は竊かに過りであると考えます」として、鐵路や鑄幣、郵政、鉞山開發に関しては、巨資を費やしたわりには結果が出ない点を指摘し、また、軍事面や税源に関しては、節制して中飽を排除する方針を述べて、従来山東の施策で主要事業として採られていた「富強」の諸政策とは一線を引くと、一方で、黄河河工に関しては、抜

本的対策を打ち出すために、伏汎と秋汎の被災地域を实地視察してより詳細な現場認識を深め、黄河河工の積極的対処に乗り出していった。⁽²⁰⁾

この視察の結果、以下の問題を確認している。まず、中游の東阿県陶城堡（陶城埠）では黄河との水量調整を行う「借黄濟運」が問題となっていた。もともと大運河との交錯地点となる張秋には水門が設けられていたが、これは水量奪取や土砂流入の問題によって閉塞したため陶城埠へ移設されていた。しかし、この視察から、陶城埠から戴廟まで泥沙が堆積して塞がり、船の運行に深刻な障害が出ていることを確認している。⁽²¹⁾

第二には、下游地帯の河道変遷の問題であった。特に被害の出ていた北趙家、呂家窪一带から水流の状態を確認すると、水勢が落ち着いていたものの滞留した状態にあった。このため「疏泄之法」を計るものとして、隄埝（官側で設けられた堤防と民間で独自に造られた堤防）の被害や、黄河の土砂堆積による水位の上昇、海口へ流れる河道（韓家垣）が泥沙で塞がるといった問題を認識している。⁽²²⁾

第三に、この視察状況にあわせて、翌二二年の防汛経費を立てている。李秉衡は、二一年と同様に翌二二年の防汛経費に関して、司道各庫撥銀五〇万両と、加えて藩運両庫の籌備餉銀各五万両の存留によって六〇万両の予算を取り決めたが、この中でも派員や勇夫の雇用・駐留の増加、泥

沙の堆積による水位上昇と隄埝および埽壩（水量調整・水流制御するための設備）の工料増加、人員削減や経費節減といった予算上の限界も認識している。⁽²³⁾

(二) 南運局事件

以上のように、それぞれ中游の運河水門と、下游の河川管理の二大問題に加えて、年間予算も運用可能となっていたが、李秉衡はこれら問題解決のために別方面から行動を起こしている。

すでに光緒二一年の水災被害の情況から伏汎期の塩灘地で被害を認識していたが、改めて黄河下流域下の塩政問題を新たに焦点化している。⁽²⁴⁾

もともと山東の黄河下游は塩灘を有し、黄河が大改道して以後は大幅に衰退していたが、特に軋機となったのは、同治六年（一八六七）のときで、山東巡撫丁宝楨が塩政を整理するべく、「南運局」を商辦から官辦に帰し、藩運両庫から五万両ずつ引き出して予算化した。この南運局は河南の商邱や鹿邑などの州県へ米や塩を輸送するため、毎年正雜課款を取め、支銷局に送るほか、余りがあれば軍需にあてていたが、撫署の管轄外であったという。

しかしながら、秋汎後の調査を通じて、毎年公費銀一万余両が冗員の薪水や京官の接待費や吏の移動費に流用されていたことが判明すると、この問題から李秉衡は、この公

費銀ほか、局全体の既成事実化された給与を一概に削除し、盈余（余り）として生じた浮費（規定額外の収入）四万余金は省財源に返還することを取り決めた。²⁶⁾

(三) 河東河道総督の権限問題

李秉衡は、この「南運局」事件を期に、黄河統治に関連して、さらに二つの問題に発展させた。

そのひとつは、この光緒二十一年の一二月に、山東運河（南運河）の管理権の問題に議論を波及させた。そもそも黄河の大改道以来、山東の運河は嶧県から臨清までを範囲とし、黄河以北の東阿から臨清州までの二百里を山東巡撫の經理とし、黄河以南は東平州の十里堡口門から嶧県境の五百里までを河東河道総督に帰しているはずであった。²⁷⁾

しかし、李秉衡の巡撫赴任時には、すでにこうした管轄範囲は反故となっており、実質山東運河に関する河工の具体的対処は何らなされず、また山東巡撫の判断に委ねられている状況であった。このため常態的に変化する黄河・運河の環境に対して、河道総督許振禕と連携して、委員を濟寧に駐在させる計画を改めて提示したのであった。²⁸⁾

この許振禕は、山東の黄河事情に明るかった人物で、光緒一六年には河工を統括して功を挙げると、同時期には河東河道総督となっていたが、本来の駐紮地は濟寧であったにもかかわらず、この段階では河南の開封に常駐して

おり、そのまま同時期の山東河工に対してもやはり実質的対処は為せていなかった。²⁹⁾

従って、本来、河東河道総督が管轄するはずの運河の河工は、山東巡撫と河東河道総督の権限が曖昧なまま、河南と山東の各河工に対して、誰がどの地点の河工を実施するのか不明瞭な状態が続いていた。

また、連動する黄河被害と運河河道管理の管轄範囲を明確にすることで、山東での経費削減と種々の管理工程の軽減を狙ったものと考えられるが、しかしながら、この管理分業案は、許振禕が広東巡撫に転じてしまったために、早々に頓挫してしまった。³⁰⁾

このため李秉衡は、暫定的に黄河以南を山東の管理する運河工程として山東の辦理（実行処理）に帰す判断を下したが、翌光緒二年になると、河道総督の人事は任道鎔の代理が新たに決定し、堤防修築の工程を山東巡撫と共同で行うものとされた。³¹⁾ この任道鎔の選定と同時に、改めて清廷側から、黄河に関する緊急工程に対しては山東巡撫の責とする判断がなされたため、李秉衡の意向は先送りされた結果となった。³²⁾

また背後では工部によって部議にかけられ、御史胡景桂が山東に派遣されて監察に当たることとなった。³³⁾ 胡景桂の判断では、河南よりも山東の被害拡大を懸念し李秉衡にある程度配慮した形となったが、河道総督の権限については

全河を統括すべきである旨を述べると、また御史熙麟も「河督は必ず全河を統括し、山東は分けて視るべきではない」と胡景桂に賛同したことから、その判断は河道総督任道鎔の立場に委ねられることとなった。

任道鎔は二二年の三月に山東に赴任すると工程を査察し、山東運河道の夫役や食糧が不足していることを指摘し、兗沂道の庫にわずかに残してあった光緒一八年分河銀を借撥するとする事項を決定したが、その後の河督の濟寧への移動駐察は即座に実現せず難航したため、李秉衡は、山東河工はやはり巡撫の兼管に帰すべきとしてその判断を濁している。

李秉衡は二二年九月になると、この運河工程の費用に関して、河臣（河道総督）から運河道庁に命じ、工事資金は銀九万余両を山東の司庫から分けて送ることを取り決め、また肝心の新河督人事については、改めて任道鎔に濟寧で籌辦（計画実行）し、一切の事宜辦理は河臣に帰すものとして判断したが、その移駐は結局実現しなかった。

以上のように、黄河と運河をめぐる山東河工の管理の判断は決着を見なかつたため、管理上の権限は事実上山東巡撫に帰され、山東域内での問題は李秉衡が判断せざるを得ない情況のままであった。このため以後の黄河河工は、下游地帯に特化されてゆくこととなる。

四 黄河下游の情況と塩場の被害

また、もう一つの問題には、黄河下游の塩灘地での被害が関連した。光緒二二年に至り、黄河下游の情況は、凌汛が安定したもの、二一年の伏汛発生地となった利津県呂家窪への対処をめぐっては、視察調査を経た後も堤防はふさが合わされることなく、具体的対処を欠く情況が続いていた。

ところが、こうした李秉衡の判断をめぐって、利津県属の商紳王会英（給事中）が族党ともに、李希杰や丁達意の言を信じて「民生疾苦」を招いていると非難すると、清廷側からもその態度を詰め寄られることとなった。

そもそも、銅瓦廂決壊以後の下游をめぐる情況は、本流が鉄門関から海へ流れていたが、光緒一二年の南領子での決壊後を期に、北岸に壩を築き南へ導水して海に流した。この際、堤防の破損は呂家窪の居民（一六戸）が対処したが、水害の直接的原因でなかつたため具奏されなかつた。しかし、光緒一五年に韓家垣で被害が拡大した際に、当時の巡撫張曜が「築隄東水」（支流をひとつにまとめ堤防を築く策）して海へ流したが、韓家垣の河身は数年で泥により閉塞した。これがついに二一年の夏に呂家窪・北趙家での水災となると、水の流れは南支河となる楊家河から海へ流れている状態であった。

李秉衡は遠因としてこのように捉えてはいたが、実効的対処への判断については、淤泥堆積による河道の変化や、呂家窪の地勢が五穀不生かつ塩灘地であることや、武定や濟南などの人口稠密地帯といった地形的条件を恐れ、韓家垣の浚渫と呂家窪の堤防修築のどちらの対処法を優先させるのか、判断には慎重を期していた。

この黄河下游の対処法をめぐって、王会英が呂家窪の堤防修築を優先させるべきであると主張してきたことから、改めて下游総辦丁達意、中游総辦李希杰は海口を調査、防汛委員乙沛恩が部へ審議を計ることとなった。しかし、この呂家窪の堤防修築を優先させる案に、さらに永阜場大使唐宝珍が、塩灘を衛るための堤防修築を先に行うべきであると主張してきた。

この唐宝珍とのやりとりによって、さらに塩場の具体的被害が判明した。その被害は黄河の大改道以後、百六十余副あった永阜場の塩灘が、呂家窪の水害によって九十余副が水流の衝撃で破壊され、三十余副が浸水し、うち七副は製塩可能であるとのことであった。このため、塩運司に新灘の開設を打診したところ、官台、永利、西絲、王家網などの塩場において、すでに新灘四百余副を塩灘地側で自らが出資して開設しており、また商人からの借款も得ているといった状況であった。

李秉衡は調査を通じてこうした下游の利害状況を把握し

つつあったが、清廷側は、新任の河道總督任道鎔の到任を待てと指示するのみで、結局は、ここでも対処の判断が山東巡撫の兼官に委ねられたことになる。

三 黄河下游の新河導水計画

(一) 陳家屋子(鉄門関)導水案と利津北岸趙家菜園での伏況

以上のように、九月の籌餉以後、中游の運河管理権、下游の塩政の崩壊的情况をふまえた上で、光緒二二年の春に、下游地帯の施策に特化していった。この対処は、李秉衡の判断のもと、度重なる実地調査によって黄河河口の流れを見極めながら、判断を保留にしていた呂家窪の堤防修築を中心になされてゆく。

黄河の視察から、河口の流れが以下のように判明した。
A 口門北の八里莊で北に折れて東に向かい、豊国鎮の丁河圈を過ぎて陳家屋子に至り、また東北に折れて、塩灘の納潮溝から海に入った。

B 陳家屋子以上の流れの勢いは頗る大きく、各灘地に氾濫を拡げながら潮道溝に入り水勢が散漫となった。

C 周囲の流れは口門の北西一帯から数十里で平漫となり、西北の西林河および正北の小議河などから海に

入った。河身は崩れきらなかったが、出海の路を作れなかった。

D 主流の韓家垣も泥沙によって閉ざされつつある情況にあった。

こうしたことから、早急に下游河口の流れを新たに海へ流す方法を考え、代替案として旧河となる鉄門関への導水案を考えたが、これは泥沙で閉塞した地勢の変化によってすでに流れないことが分かった。

李秉衡はこの情況を受けて、「思いますに、陳家荘の上から呂家窪に至る決壊した処は、なお八、九里に隔たり、河身はただ一錢を存すのみであります。呂家窪はすでに全河の流れを奪っています。もし主流に帰そうと再び攔黄壩に導水するならば、土地が高くなり経費も多くなりやはり(官も)敢えて処理を述べず、あわただしく把握するだけになってしまいます」と述べると、呂家窪南岸の「挑深引河」において以下のように計画する判断を下した。

A 呂家窪の口門から陳家屋子十余里の流れが安定したため、陳家屋子に面する龍壩を、汛漲時に決壊させて、旧黄河故道に流す。

B 西北一带の平漫の水は次第に涸れるものと捉え(呂家窪より下方の塩灘は修復)、秋を待つて呂家窪の西壩から長堤を築き、陳家屋子の龍壩(塩灘に設けられた水流制御設備)より低い所で、北岸に大堤を築く。

韓家垣新河の流勢がわずかであることから、堤防を簡単にふさぎ合わせる方法を計画し、両面で弱まるのを防ぐ。

C 陳家屋子龍壩近くの以南から浚渫引河して、旧河河身に斜めに接続する。河身が泥で淀んでいる所で、陳家屋子から牡蛎嘴まで一律深く浚渫させ、引河した上で堤防を建築し、将来水が逆流しないよう防止する。

D この韓家垣改道後、陳家屋子以下の居民に遷徒(移住)を命ずる。

E 口門の流れを主流に流すため、陳家荘攔黄壩を壊して、旧河に導水する。

次いで、この陳家屋子導水計画案と経費に関しては、以下に決定した。

A 呂家窪の黄河流域の荘民を移住させて給費する。

B 秋汛収束後、呂家窪北岸の長堤を建築し、韓家垣をふさぎ合わせる。

C 新河に必要な資金は、各工程を合計して一〇万両前後と見積もり、京餉から一〇万両を留める。

しかし、以上のような黄河河工の計画は、常に水災と隣り合わせにあった。五月一日になると利津県趙家菜園で溢れ、この伏汛によって、最終的に河口の流れが三つに分割し、うち二つが曲折して東北土塘より下方へ約七、八里進み、呂家窪と逆流した水相となつてしまい、陳家屋子導

水案も、水泡に帰してしまつたのである。

この結果、再度調査を要し、伏汎・秋汎の様子を観察して処理するものとして、八月には趙家菜園漫口および海口調査を決定したが、計画実行の判断を先送りするよりほかなくなつてしまつた。

(二) 蕭神廟新河案

九月になると秋汎の情況が安定したため、李秉衡は、趙家菜園、沾化県、慶定溝を経て呂家窪口門を再度調査して、水流の情勢から以下のように判断した。

A 趙家菜園だけでなく、商河、惠民、濱州などでもみな水が徒駭河へ流れていることから、趙家菜園はふさぎ合わせる。

B 呂家窪は、本流が陳家屋子で折れて北上し、塩灘地帯から海へ流れ、水勢が失われた。このため趙家菜園と呂家窪の一部合流地点となつていた慶定溝から、竈壩を掘削して徒駭河（浚河）へ流そうとしたが、口門東壩から陳家屋子まで泥が平坦に堆積し、徒駭河へも韓家垣へも流れなくなつた。以上のことから、呂家窪からの導水も諦めてふさぎ合わせる。

C 陳家屋子から先は淤地であり浚濼しがたい。このため、新たに地勢が低くなつてゐる蕭神廟の方面へ導水する。

また、この段階での導水プランは以下の通りであつた。

A 攔黄壩を掘断して旧河へ流す。

B 東岸の竈壩以外は土地が平坦で居民もいないため、旧攔黄壩の東韓家垣から一七里にわたる新河を掘削する。

C 李家竈の竈壩を掘削して三里開き、約二〇里にわたつて平字灘から海に入れる。

D 李家竈下方の東竈壩から、一七里の堤防を斜めに築く。

E 六月中に掘削してゐた引河をさらに拡大し、呂家窪口門から攔黄壩を建築し、大流を引河する。呂家窪西口は浚濼する。

F 口門をふさぎ合わせ、本流は全て新河に帰して、蕭神廟から海に入れる。

G 韓家垣旧河は、減水支河として、盛漲時には分泄の路とする。

H 予算は撥銀二〇万両。将来款項が不足すれば添撥（資金補充）を請う。

しかし、こうした新河導水案に対して、九月二一日の上諭では、新河を開いて大流を引き入れた後に円滑に流れるかどうか、塩灘を崩した後に一律に枯れてしまふのではないか、蕭神廟一帯の産塩地が他に障害を引き起こすのではないかといった懸念が指摘された。

李秉衡はこれに対して、「治河之法」として「展寛河身」「疏濬河淤」「開通支河以減水」「築隄束水以攻沙」の四点の要点について判断を述べている。

その要点をまとめると、まず、展寛河身の策については、下游地帯の断続的な民埝、済武両郡の地形的人口的密集、斉河、済陽、斉東、蒲台、利津等での近隣河川の閉塞といった条件から、部臣も居民に対する判断がでぎずにいる。

疏濬河淤の策については、光緒一〇年に、倉場侍郎游百川の策で巡撫陳士杰が実行した船や器具、一三年に巡撫張曜がフランス汽船（「仏国挖泥機器船」）を導入して行った浚渫方法では効果が得られなかった。

開通支河・減水の策については、侍郎游百川の策から歴城の杜家溝から徒駭河へ、長清の五龍潭から馬頼河へ引水を計画したが、直隸総督李鴻章の反対で議論が衰退し、その間、徒駭河も惠民や濱州などで泥が平坦化してあふれ出す事態を度々招き、後に張曜が南河に流そうと計画した際にも部議により慎重な路線が期された。

李秉衡はこれらの状況から、上記三策は実行不可能と捉え、「築隄束水」のみが「攻沙の大法」であるとして、呂家窪決壊以後、二一年九月と二二年五月の調査を経て、改めて「蕭神廟新河案」を実行する判断を下した。⁽⁸⁾

(三) 蕭神廟新河案から陳莊新河案への推移と崩壊

以上の計画と判断のもとで、一〇月下旬には下游総辦丁達意の指揮のもと趙家菜園をふさぎ合わせた⁽⁹⁾が、以後の導水計画も思うようには進行しなかった。

この工程以前にも、利津以下の主流が閉塞して西韓家の民埝で溢れ、河道変遷の恐れが生じた⁽¹⁰⁾。このため李秉衡は再度一〇月一五日に下游現地を調査し、小寧海から檀家溝一帯に分散して海へ流れていることを確認すると、蕭神廟新河案の計画をさらに練り直し、再計画後の工程を以下に決定した。

A 南岸の西灘で引河一道を挑挖（掘削）し、南に引く。

B 口門の西壩を基準に、三里ほど遡った台子莊から新たな堤防一段を添設（長さ四一〇丈）する。

C 西壩を基準に、陳莊西の崔家莊から新たな堤防一段を設置（四〇〇丈）し、新たに掘削した引河の（挑引河頭）東端を東壩の基とする。

D この東西壩の両面で計画を進め、主流を截断し、引河を主流とする。

E 引河から二里ほど上り、さらに新引河を添設して掘削し、堤防をふさぎ合わせる際の流勢を制御する⁽¹¹⁾。

しかしながら、この工程を阻むものは黄河の凌汛であった。この後、引水の工程は一〇月一九日に着工したが、壩

に引河を開放した際に、流勢が増して水位が五、六尺ほど上昇し、かつ主流河身の河底が泥砂であつたため、堤防をふさぎ合わせる前の状態で崩れ落ち、この状態のまま半解した水と水が六尺余寸ほど張つて河川が凍結し、收拾がつかなくなつてしまつた。李秉衡は丁達意に対して魚鱗埭の加廂（増築）や西韓家から營勇三百名の調拔等を指示して対処させ、なんとか新旧引河に従つて東へ向かわせたが、しかし一二月になると、引水した水が韓家垣の閉塞によつて滞留したまま氷結し、さらに韓家垣の淤泥で閉塞した箇所では半解した氷水があふれ出し、陳莊以下の新堤建設（全長八百余丈）が中断してしまつた。⁽⁶⁴⁾

翌二三年正月に一部が氷解すると、解けた水が濟陽以下から利津海口まで凌汎の被害を及ぼし、歴城や章邱交海の小沙灘や胡家岸などで河面を塞ぎ、二二日にはさらに小沙灘、胡家岸の埭身へ水が進入して工程は悪化した。⁽⁶⁵⁾

その後、二月になると本格的に河身の氷が解けはじめたため工程を再開したが、二四日に水漲四、五尺、口門の深さ三丈ほどに拡がり、東壩の一部が崩れたため、そのまま総辦丁達意が開放引河して口門に流したが、水流制御の効果が得られなかつた。このため凌汎被害地の小沙灘を塞いだ後、再度調査して、対岸の沙灘地の前に開いた引河をさらに掘削して引水し直す、という案を再計画した。⁽⁶⁶⁾

しかし、これも今度は三月初三日に桃汎（春先の増水で

の水災）で増水すると、上流の陽谷県や寿張県で壩が崩落し、濮州では橋梁が流失、下流の蒲台县や利津県の各所で堤防や民埭に危険が及ぶといった情況となり、被害を最小限に押さえることで精一杯となつてしまつた。⁽⁶⁷⁾

五月になると、結局、西韓家では口門が寛さ三百余丈、水深五丈に規模が拡がりすぎてしまい、立夏を過ぎて増水した際に、水深七丈を超え、建造中の壩などが相次いで崩れたことから、制御できなくなり、新河引水案はついに完全に水泡に帰してしまつた。

李秉衡は伏汎、秋汎に備えなければ肅神廟以下の流れも途絶えてしまうことを懸念し、さらなる代替案として、西壩に順水壩一道を添設して補強を急ぐと、ようやく大流を制御し得たが、五月の夏至を過ぎたころになると、この順水壩建設による案も、口門が新たに堆積した泥によつて固まらず、水深六、七丈となり、水利施設（東西の壩や金門占）も失う情況となると、李秉衡はここにすべての工程停止を判断し、すでに完了した三百余丈の堤防機能の保護に専念するものとし、秋汎後に流れの力が弱くなつてから改めて工程を再開する決定を下した。⁽⁶⁸⁾

この伏汎は、最終的に利津県の北峰子および下方の西灘で民埭が崩れて被害を及ぼすと、水流は寛さ七、八〇丈に拡がつて西灘の口門から三方向に分かれ、いずれも直接海に流れずに泥が堆積し、また、ある程度掘削していた陳莊

新河も水深が一、二尺ほどとなって漕船が航行不能となる被害となつてしまつた。

以上のように、李秉衡が策を凝らし着手した導水案は、二三年の間に机上にあるまま実効性を失つていつたのであつた。

李秉衡はこの年、こうした河工の情況に対して、「近年の「尾閘不暢」(黄河河口付近の閉塞)は、しだいに泥で満たされて、河底が平地よりも高く、一縷の危うい堤防が洪水の流れのままに全て頼つており、満ちれば必ず溢れ、所々でみな危険に及んでいきます。大いに修築増強をしようとするれば、すなわち数百万の帑金は籌画する方法がありません。展寛河身をしようとするれば、すなわち数十万の居民もまた配置する地がありません。種々の難辦は河南に比べて倍になるばかりではありません。撫臣をもつて司の河務を兼ねて、事繁に責を重くしたとしても、また河臣の一意經營のようにはできないのです」と述べて、その工程の困難さを指摘している。

おわりに

周知の如く、李秉衡は光緒二三年の段階になると、義和団の対応に迫られ、九月に四川総督に左遷されてしまう。その山東巡撫統治時代には、日清戦争や財政難を抱えなが

ら、黄河への対処が常に隣り合わせにあつたため、その策も限定的になつていつたと考えられる。しかしながら、以上のように李秉衡が採つた河工策を見る限り、中下游における老朽化した堤防や民埵、黄河の土砂流出といった歴年被災サイクルの中で抱えられてきた問題は、時代を問わず解決困難であつたと言える。

そうした中で、李秉衡が黄河河工に残した成果について言えば、まず黄河の河工経費を固定化したことにある。当時、莫大な経費がかさんでいた黄河河工は、戦争などで落ち込んだ省財源を回復させていく上でも重要な課題であつた。

二三年の河防予算も、六〇万両のうち各庫から撥銀五〇万両、藩運両庫から餉需銀各五万両としたが、六〇万両の基本予算を目処に、藩運両庫から五万両ずつを予備予算とし、さらに不足すれば京餉を押しとどめてまでも財源捻出しようとする手段は、予算運用上のひとつの方針となつた。

また河防局や上中下游工段の委員をはじめ、黄河の専門官庁を再編し、度重なる調査を通じて河川管理の実態を把握できるようにした。同時に、河工の報告を通じてある程度の統治の指揮系統の回復と維持を可能にした。

こうした省レベルでの監視体制を再編して以後は、黄河の被災サイクルを経験として獲得しながら、日清戦争終息

後の光緒二十一年九月に取りまとめた「籌餉」を転機として、費用対効果に見合わず実効性を欠く「洋務」を省内の施策から切り離すことで、黄河統治へ特化する施策的転換を果たしていった。

その施策については、黄河中游では運河水門が閉塞していた問題が重要であったが、「南運」から塩の問題に切り込むと、被災調査を通じて塩灘破壊などの実情を把握することができた一方で、官の中飽や地域利害が、下游の「閘不暢」と絡んで、問題が複雑化していた。

この運河の問題を通じて、黄河河工における河道総督と山東巡撫の権限を明確にさせようとしたが、これは解決策が得られずに事実上山東巡撫の職責に委ねられたまま、対処が図られてゆく。

こうして、李秉衡が黄河下游の情勢に施策を特化しようとしたとき、以上の問題が同時関連しつつ、やはり伏況から秋汛に至る黄河の被災サイクルを見極めながら判断しなければならなかった。実際に、度重なる実地調査を経て決定された海口（黄河尾閘）の政策変遷の過程は、呂家窪・趙家菜園の堤防修築から、蕭神廟新河掘削案・陳河新河案へと至るまで、数年で紆余曲折し、計画も頓挫していったことが分かる。

以上のように、李秉衡が黄河統治の管理体制を回復させてゆく際に焦点化されていた問題は、後の時代にも引き

継がれていったと考えられる。結局、李秉衡が苦慮した政策は、この後、義和団や戊戌政変で断絶するが、しかし李秉衡の統治を経て清廷の認識も改まり、山東河道総督の任道鎔に加えて李鴻章が派遣され、改めて鉄門関故道への引水見直しを軸に治河方策が立てられることになる。その際には戸部をはじめ二〇〇万両に拡大した予算がつけられて、移民の方法や民埝管理、上中下総辦の監視体制といった施策的基盤が引き継がれてゆくことになるのである。

注

①「地方割拠」による抗租抗糧の整理については、森正夫「民衆反乱史研究の現状と課題——小林一美の所論によせて」（『明清史論集』第二卷、汲古書院、二〇〇六年）、同時期山東の抗糧については、横山英「咸豊期、山東の抗糧風潮と民団」（『歴史教育』第一二巻第九号、一九六九年九月、神戸輝夫「清代後期山東省における『団匪』と農村問題」（『史林』第五五巻第四号、一九七二年七月）、「山東省淄川県劉德培抗糧始末」（『大分大学教育学部研究紀要』第四巻第四号（人文・社会科学）B集、一九七四年一月）などがある。後に続く大刀会や義和団については、佐藤公彦「大刀会」（『義和団の起源とその運動——中国民衆ナショナリズムの誕生』第二章、研文出版、一九九九年）を参照。

〈2〉 咸豊期を中心とした軍事費捻出の問題は、小野信爾「李鴻章の登場——淮軍の成立をめぐる」(『東洋史研究』第一六卷第二号、一九五七年)、白井佐知子「太平天国期における李鴻章の軍事費対策」(『東洋学報』第六五卷第三・四号、東洋文庫、一九八四年三月)。

〈3〉 漕運の総体的枠組みと抗糧浮収については、山口迪子「清代の漕運と船商」(『東洋史研究』第一七卷第二号、一九六三年一月)、星斌夫「明清時代交通史の研究」(山川出版社、一九七一年)を筆頭に、李文治・江太新「清代漕運」(社会学術文献出版、二〇〇八年(一九九三年初版))、倪玉平「清代漕糧海運与社会変遷」(中国社会科学院近代史研究所專刊、上海書店出版社、二〇〇五年)などから総体的に明らかにされている。近年、漕運や鉄道輸送から黄河との関連を指摘した代表的論文として、千葉正史「清末における国家的物流システム維持と近代交通手段の導入——漕運問題史上における盧漢鐵路計画の位置」(『言語文化研究』一四卷二号、立命館大学国際言語文化研究所、二〇〇二年九月)、「清代中国における国家と倉庫——漕運制度と北京の倉庫」(『史潮』新五八号、歴史学会、二〇〇五年一月)、「清末における近代交通行政体制の確立と中央・地方関係の再編」(『中国経済研究』第六卷第九号、中国経済学会、二〇〇九年三月)で「国民国家」の成立過程の問題と関連させて指摘している。

〈4〉 近年、中国の災害史研究から黄河の総体的な記述が見られる。論攷では、閻永增・池子華「近十年来中国近代灾

荒史研究総述」(『唐山師範学院学报』唐山師範学院、二〇〇一年一月)、朱澍「二十世紀清代灾荒史研究述評」(『清史研究』二〇〇三年五月第二期)、総体的なものでは、朱鳳祥「中国災害通史・清代卷」(鄭州大学出版社、二〇〇九年)。咸豊五年の黄河大改道については多数の指摘があるが、代表的なものでは、姚漢源「中国水利史綱要」(水利電力出版社、一九八七年)。また、水利史研究の側面から、山東の黄河問題に関連する代表的論文として、大谷敏夫「包世臣・魏源の漕運・水利策」(森田明「中国水利史の研究」国書刊行会、一九九五年)、松田吉郎「清代の黄河治水機構」(『中国水利史研究』第一六号、中国水利史研究会、一九八六年)、森田明「清代山東の民埝と村落」(『清代水利社会史の研究』国書刊行会、一九九〇年)。

〈5〉 銅瓦廂氾濫以後、七〇年代黄河兩岸に大官堤が築かれ、八〇年代に河口付近の分水策へと発展。光緒年間には李元華、任道鎔、陳士杰ら歴代巡撫に引き継がれ、張曜(光緒二年五月一日巡撫就任)が、この後、A河口の浚澗、B堵築と堤防補修、C徒駭河堤防工事を策定して対処。細見和弘「山東黄河治水をめぐる政策論議——光緒年間を中心に」(『社会システム研究』第二〇号、立命館大学、二〇一〇年三月)。また張曜が改善案として提示した南河故道分水案は、運河対処(曾國荃)や、河南鄭州の河工が優先され(河東河道總督成孚、河南巡撫邊宝)、結果、翁同和(戸部尚書)や李鴻章が河南指示を判断すると計画は頓挫した。細見和弘「清末の黄河河道論議——張曜

の南河故道原案をめぐって」(『現代中国研究』第一〇号、二〇〇二年三月)。このほか細見氏の論文に、「清末の山東黄河治水に関する政策的考察」(森時彦編『二〇世紀中国の社会システム』京都大学人文科学研究所附属現代中国研究センター研究報告、京都大学人文科学研究所、二〇〇九年六月)がある。

〈6〉当初、安徽巡撫への赴任を拒否していたが、五月に李鴻章に面会した後、山東巡撫転任を受け入れている。「奏謝授安徽巡撫摺」(戚其章輯校『李秉衡集』、齊魯書社、一九九三年)一四二頁。

〈7〉李秉衡は字鑑堂、奉天海城の人。報捐によって監生。江蘇で軍營の試用調赴となると団防籌餉に功を挙げ候補缺、咸豊一年から同治元年に匪賊討伐で名を挙げ、以後同治年間に、完県、棗強県、武邑県、清豊県、蔚州知州、光緒年間に冀州知州、永平府知府などを歴任していた。秦國経主編『清代官員履歷檔案全編』四卷(華東師範大学出版社、一九九七年)五四頁。縣志から清仏戦争以前の記述が見えるが、総体的な記述には、貴泰・武穆敦等纂『安陽県志』(二)巻十六・人物志・流寓(『中国方志叢書』民国二二年鉛印本影印、成文出版社、一九六九年)一六六〇—一六六六頁、『清史稿』卷四六七、列伝二五四、李秉衡の項に詳しい。管見の限り論攻は少なく、張天貴「中国近代重要歴史人物——李秉衡」(『清史研究』一九九五年第二期)は唯一李秉衡についてまとめている。このほか蘇全有・鄧運成「李秉衡与清末兵災賑濟」(『防災科技学院学

報』第一〇期第一期、二〇〇八年三月)、義和団の対処に関して、楊光「『巨野教案』中的山東巡撫李秉衡」(『山東大学学報』哲社版、一九九八年第一期)、賈熟村「義和団時期的李秉衡」(『荷擇学院学報』第二八期第四期、二〇〇六年八月)などがある。李秉衡に関する史料として、李秉衡『李忠節公(鑑堂)奏議』(沈雲龍主編『近代中国史料叢刊第三十輯』文海出版社、一九六八年(印刷版、原本民国一九九年発行)、以下『李忠節公奏議』と略す)がある。この史料をもとに、戚其章輯校『李秉衡集』(齊魯書社、一九九三年)がある。本稿ではこれらの史料を主軸に述べるが、後者によれば、前者に誤字脱字があるとのことであるが、両者に見受けられるため、随時両者を参照した。

〈8〉また財政削減策の一環で「帰併局差」を掲げている。「奏派候補道李希杰等督辦河工片」光緒二〇年二月十六日(一八九五年一月一日)、『李忠節公奏議』四八七—四八八頁、『李秉衡集』一八一頁。

〈9〉歴代の施策背景のなかで人員も引き継がれていったと考えられる。河防局の設置に関しては、中國貴之「清代後期黄河流域水災史研究」(『中国水利史研究』第三五号、中国水利史研究会、二〇〇七年)が触れている。

〈10〉前掲「奏派候補道李希杰等督辦河工片」『李忠節公奏議』四八七—四八八頁。

〈11〉「奏預籌防河經費摺」光緒二〇年十一月四日(一八九四年十二月一〇日)、『李忠節公奏議』四六六—四六八頁、『李秉衡集』一七〇頁。

〔12〕「奏報黄河凌汛期内防護情形摺」光緒二十二年二月八日（一八九五年三月一四日）、『李忠節公奏議』五四〇—五四三頁、『李秉衡集』二〇六一—二〇七頁。

〔13〕「奏報濟陽高家紙坊漫口堵築合龍摺」光緒二十二年三月一九日（一八九五年四月一三日）、『李忠節公奏議』五九〇—五九三頁、『李秉衡集』二二七—二二八頁。桃汛は安定した。「奏報桃汛安瀾摺」光緒二十一年四月初八日（一八九五年五月二日）、『李忠節公奏議』六二一—六二三頁、『李秉衡集』二四〇頁。

〔14〕下游南岸蝎子湾の対岸の砂地から河流が南徒し、堤身に六十余丈設置されていた埽が三、四日で失われた。「奏伏汛盛漲通工搶護情形摺」光緒二十一年六月二二日（一八九五年八月二日）、『李忠節公奏議』六六三—六六八頁、『李秉衡集』二五九—二六一頁。

〔15〕「奏報黄河秋汛情形摺」光緒二十二年七月初五日（一八九五年八月二四日）、『李忠節公奏議』六八四—六八九頁、『李秉衡集』二六八—二六九頁。

〔16〕「奏黄河防汛經費銀數摺」光緒二十二年七月初八日（一八九五年八月二七日）、『李忠節公奏議』七〇三—七〇四頁、『李秉衡集』二七六—二七七頁。

〔17〕『德宗實錄』光緒二十一年閏五月丁卯の条、『光緒朝東華錄』光緒二十一年閏五月丁卯の条。

〔18〕李秉衡は停戦後（閏五月一九日）に萊州で休養（賞假一個月）している。「奏懇續假摺」光緒二十一年閏五月一日（一八九五年七月一日）、『李忠節公奏議』六五六—六

五七頁、『李秉衡集』二五五—二五六頁。

〔19〕「奏陳管見摺」光緒二十一年九月一六日（一八九五年一月二日）、『李忠節公奏議』七五三頁、『李秉衡集』二九五—二九六頁。

〔20〕九月二七日に出省、三〇日に東阿陶城堡の北運河口門（中游）、一〇月初一日に高家大廟（下游凌汛地）の漫口工程、東平州十里堡から戴廟鞍山一帯までの運河の情況を視察。初八日に利津東北趙家、呂家窪一帯（秋汛地）、一四日に塩窩、一九日督署へ戻る。「奏赴上下游查看漫口工程片」光緒二十一年九月二五日（一八九五年十一月二日）、『李忠節公奏議』七八三頁、『李秉衡集』三〇八頁。「奏齊東縣北趙家漫口堵築合龍摺」光緒二十一年一〇月二二日（一八九五年十二月七日）、『李忠節公奏議』七八七—七九二頁、『李秉衡集』三一〇—三一三頁。こうした総督巡撫や道員らの視察調査による把握は常道策であった。たとえ

ば、宮崑洋一「清代山西省の水利組織と環境」（『中国水利史研究』第二六号、一九九八年一〇月）二五頁。

〔21〕清廷は清仏戦争時の海運途絶、借黄濟運による機能低下の問題をふまえて河運回帰していたが実行困難であった。運河水門浚渫と鉄道敷設に関して、前掲、千葉正史「清代中国における国家と倉庫——漕運制度と北京の倉庫」、同「国家的物流体系の維持と鉄道建設の契機」（『近代交通体系と清帝国の変貌——電信・鉄道ネットワークの形勢と中国国家統合の変容』日本経済評論社、二〇〇六年）一五一—一七四頁に述べられている。

〈22〉「奏查看黃運兩河大概情形及回省日期片」光緒二十一年

一〇月二日（一八九五年一月七日）、『李忠節公奏議』
七九四―七九六頁、『李秉衡集』三三三―三三四頁。

〈23〉「奏預籌來年黃河防汛經費摺」光緒二十一年一月八日（一八九六年一月二日）、『李忠節公奏議』八〇九―八一二頁、『李秉衡集』三一九―三二〇頁。「奏籌張縣高家大廟漫口堵築完竣摺」光緒二十一年二月四日（一八九六年一月八日）、『李忠節公奏議』八三〇―八三二頁、『李秉衡集』三二九―三三二頁。

〈24〉塩灘被害を考慮して釐頭減引を願ひ出ており、山東八十七州県ほか永阜、永利の塩場も錢漕や蘆課雜課の免除が認められた。『德宗実録』光緒二十一年一月甲寅の条。「奏東綱疲累課懸懇恩豁徐釐頭減引摺」光緒二十一年一月二一日（一八九六年一月五日）、『李忠節公奏議』八一六―八二〇頁、『李秉衡集』三三二―三三四頁。

〈25〉山東の塩政に関しては目下、佐伯富「中国塩政史の研究」（法律文化社、一九八七年）、岡本隆司「清末民国と塩税」（『東洋史研究』第五八巻第一号、一九九九年）、紀麗真『明清山東塩業研究』（齊魯書社、二〇〇九年）を参考。

〈26〉練兵、制械が当然の急務として山東機器局の武器製造經費とした。「奏山東整頓南運局籌出款擴充機器情形摺」光緒二十一年一月二八日（一八九六年一月二日）、『李忠節公奏議』八二一―八二五頁、『李秉衡集』三三〇―三三二頁。「奏山東南運額引未能全銷摺」光緒二十二年正月二七日（一八九六年三月一〇日）、『李忠節公奏議』八五九―八六

四頁、『李秉衡集』三四〇―三四二頁。『德宗実録』光緒二十一年一月癸亥の条。

〈27〉「奏山東境内南運河工程請歸東省試辦摺」光緒二十一年二月六日（一八九六年一月三〇日）、『李忠節公奏議』八三三―八三七頁、『李秉衡集』三二九―三三二頁。

〈28〉二十二年六月、濟東泰武道張上達が回籍修墓で郷里に戻る際に人事を打診した。「奏揀員請補省會道缺摺」光緒二十一年六月二二日（一九八五年八月二日）、『李忠節公奏議』六六八―六七頁、『李秉衡集』二六一―二六三頁。

前掲「奏山東境内南運河工程請歸東省試辦摺」『李忠節公奏議』八三四頁、『李秉衡集』三三〇頁。

〈29〉許振禕は湘軍に参じ、捻軍反乱や回民起義の際に活躍する。光緒七年に彰衛懷道となった際に堤防修築が認められ、河東河道總督となっていた。『清史稿』卷四五〇、列伝二二七。

〈30〉背景に、張曜の施策案（南河故道分水案）をめぐる、光緒帝親政開始（光緒十三年）の清廷内部での政治的対立から、翁同龢、潘祖蔭らが同時期に発生した河南鄭州での水害対処を優先させたことが関連する。前掲、細見和弘「清末の黄河河道議論——張曜の南河故道原案をめぐって」。

〈31〉許振禕は光緒二十一年の秋汎に対する状況を「黄河霜降安瀾」と述べ、山東の対処には特に応えていない（『德宗実録』光緒二十一年九月乙酉の条）、この後、病による解職を願ひ出て「賞假一箇月」を認められている（『德宗実録』光緒二十一年一月丁酉の条）。

〈32〉河東河道總督は許振禕に代わって河南巡撫劉樹棠が兼任することとなった。『徳宗実録』光緒二十一年二月戊辰の条。

〈33〉前掲「奏山東境内南運河工程請歸東省試辦摺」『李忠節公奏議』八三六頁、『李秉衡集』三三二頁。

〈34〉任道鎔は字筱沅、江蘇宣興の人。抜頁で教職を受く。咸豐年間に団練で籌餉に勞があり知県となる。同治年間に匪賊・捻軍対処で功を挙げ、濬郡北響道河の水利を期に、曾國藩、李鴻章の以後、光緒元年に江西按察使、四年に浙江布政使、七年に山東巡撫。以後は候補道へ降調の命を受けていた(『徳宗実録』光緒二十一年九月丁未の条)が、河東河道總督の後には、二十七年に浙江巡撫、二八年には病により帰郷、三年後に卒した。『清史稿』卷四五〇、列伝二三七。秦國經主編『清代官員履歷檔案全編』二六卷(華東師範大学出版社、一九九七年)三五七頁。

〈35〉『徳宗実録』光緒二十二年正月壬寅の条。『光緒朝東華錄』光緒二十二年正月癸卯の条。差任は光緒二十二年正月初七日。内閣奉『上諭檔』二二冊、一三頁、資料番号11。一四日に署河東河道總督。軍機大臣字寄『上諭檔』二二冊、二〇頁、資料番号34。

〈36〉軍機大臣字寄(光緒二十二年正月初七日)『上諭檔』二二冊、一三頁、資料番号10。

〈37〉『徳宗実録』光緒二十一年一〇月甲申の条。『光緒朝東華錄』光緒二十一年一〇月甲申の条。

〈38〉「奏報籌辦河工並出省查勘海口日期摺」光緒二十二年四

月二三日(一八九六年六月四日)、『李忠節公奏議』九一三—九一八頁、『李秉衡集』三六一—三六四頁。

〈39〉『徳宗実録』光緒二十二年正月己未の条。『光緒朝東華錄』光緒二十二年正月庚申の条。内閣奉『上諭檔』二二冊、二六頁、資料番号49。

〈40〉『徳宗実録』光緒二十二年三月壬子の条。『光緒朝東華錄』光緒二十二年三月甲申の条。

〈41〉『徳宗実録』光緒二十二年三月庚申の条。

〈42〉胡景桂の指摘に対しては、歴代の施策の失敗をふまえた上で、無理に維持しようとして、慎重に調査をふまえて判断する旨を報じた。前掲「奏報籌辦河工並出省查勘海口日期摺」光緒二十二年四月二三日(一八九六年六月四日)、『李忠節公奏議』九一七頁、『李秉衡集』三六四頁。

〈43〉「奏山東境内南運河工程請仍歸河督經理摺」光緒二十二年九月二六日(一八九六年十一月一日)、『李忠節公奏議』九八六—九九九頁、『李秉衡集』三九三—三九五頁。

〈44〉「奏凌汛期内黄河兩岸防護平穩摺」光緒二十二年正月二七日(一八九六年三月一〇日)、『李忠節公奏議』八六五—八六六頁、『李秉衡集』三四二—三四三頁。

〈45〉軍機大臣字寄『上諭檔』二二冊、四六頁、資料番号129。「奏查勘呂家窪決口情形摺」光緒二十二年二月二五日(一八九六年四月七日)、『李忠節公奏議』八七八—八八七頁、『李秉衡集』三四八—三五二頁。

〈46〉同右「奏查勘呂家窪決口情形摺」『李忠節公奏議』八八〇—八八二頁、『李秉衡集』三四九頁。

〈47〉 王会英は、字薇卿、号愚村、(利津県) 台子村の人。賑恤を計らない福潤や李秉衡を弾劾したことから「骨鯁」を以て称されたという。光緒二五年に甘肅平慶涇固塩法兵備道を任じた。王廷彦修、蓋爾佑纂『利津縣續志』巻七、官蹟列傳第一(『中国方志叢書』民国二四年鉛印本影印、民国五七年、成文出版社、一九六九) 三七七―三七八頁。

〈48〉 前掲「奏查勘呂家窪決口情形摺」『李忠節公奏議』八八二―八八七頁、『李秉衡集』三五〇―三五二頁。この後唐宝珍は四千両の私囊が発覚する。「奏查覆永阜場大使唐寶珍無侵蝕塩釐情事片」光緒二二年六月二四日(一八九六年八月三日)、『李忠節公奏議』九四二―九四五頁、『李秉衡集』三七四―三七五頁。

〈49〉 同右「奏查勘呂家窪決口情形摺」『李忠節公奏議』八八二―八八七頁、『李秉衡集』三四二―三四三頁。

〈50〉 「奏報籌辦河工並出省查勘海口日期摺」光緒二二年四月二三日(一八九六年六月四日)、『李忠節公奏議』九一三―九一八頁、『李秉衡集』三六二―三六四頁。

〈51〉 下游下段総辦候補道丁意、暫委下游上段総辦の候補道潘延祖、測量に翰林院庶吉士宋書昇を率い、四月二五日に濰口から調査。二九日、呂家窪着。口門東西の三百余、本流、壩の状態、水量の高低を確認。次いで八里荘を経て北で折り返し、東に豊国鎮の丁河圈を通過、陳家屋子で折り返し東北方面へ。塩灘の納潮溝よりの入海、各支河を確認。主流より韓家垣へ、河身の泥を調査。五月一日に

戻った。「奏查看黄河形勢請仍由鉄門関旧河入海摺」光緒二二年五月一七日(一八九六年六月二七日)、『李忠節公奏議』九一八―九二五頁、『李秉衡集』三六四―三六六頁。軍機大臣字寄「上諭档」二二冊、一二一頁、資料番号460。

〈52〉 「奏籌撥挖河築隄經費請截留餉片」光緒二二年五月一七日(一八九六年六月二七日)、『李忠節公奏議』九二四―九二五頁、『李秉衡集』三六六―三六七頁。

〈53〉 下游総辦丁達意の報告。寿張、濟陽、惠民、濱州などで堤防機能(埽)が衝失(流れは穩固)。趙家菜園でも埽壩の多くが崩落。一八日に西南の風により被害が拡大。「奏下游利津北岸趙家菜園漫溢請將在工各員分別參処摺」光緒二二年五月二四日(一八九六年七月四日)、『李忠節公奏議』九二六―九三〇頁、『李秉衡集』三六七―三六九頁。

〈54〉 「奏報出省赴下游河工日期片」光緒二二年七月二八日(一八九六年九月五日)、『李忠節公奏議』九四九―九五〇頁、『李秉衡集』三七七―三七八頁。

〈55〉 「奏節屆霜降黄河一律安瀾摺」光緒二二年九月二三日(一八九六年一〇月二九日)、『李忠節公奏議』九八四―九八六頁、『李秉衡集』三九二―三九三頁。

〈56〉 「奏查看黄河尾閘形勢擬由蕭神廟入海并将趙家菜園呂家窪漫口堵合摺」光緒二二年九月一日(一八九六年一〇月一七日)、『李忠節公奏議』九九九―九八四頁、『李秉衡集』三九〇―三九二頁。

〈57〉 軍機大臣字寄「上諭档」二二冊、二一五頁、資料番号819。

〈58〉 この河工経費は、趙家菜園・呂家窪の堤防修築、開挖新河（二十余里）、修築・建壩、挑辦引河、民埝の津貼（手当て金）に対して、すべて銀二〇万両に収めるものとした。また「勞永逸」の言葉はこの時期から指摘されるようになる。「奏陳山東河工未能確有把握情形摺」光緒二年一〇月一五日（一八九六年一月一九日）、『李忠節公奏議』九九一―一〇〇〇頁、『李秉衡集』三九六―三九九頁。また、この李秉衡の案のまま上諭も下された。軍機大臣字寄「上諭档」二二冊、二七一頁、資料番号949。

〈59〉 「奏報趙家菜園漫口堵築合龍摺」光緒二年一〇月二四日（一八九六年一月二八日）、『李忠節公奏議』一〇〇二―一〇〇五頁、『李秉衡集』四〇〇―四〇二頁。内閣奉『上諭档』二二冊、二八〇頁、資料番号973。

〈60〉 「奏報出省查勘河工日期片」光緒二年一〇月一五日（一八九六年一月一九日）、『李忠節公奏議』一〇〇〇―一〇〇二頁、『李秉衡集』三九九―四〇〇頁。

〈61〉 この時、民埝の管理を「民修民守」から「官修官守」へと改めた。「奏籌辦西韓家堵口情形片」光緒二年一〇月二四日（一八九六年一月二八日）、『李忠節公奏議』一〇〇六―一〇〇七頁、『李秉衡集』四〇二頁。

〈62〉 下游総辦丁達意・候補道馬開玉が呂家窪堤防建設工程を拳辦。李秉衡も一〇月一八日に趙家菜園の堤防をふさいだ後に駐工督率し、先に籌備料物を命じて、河定左營直隸紫刑関參将沙明亮、精健前營（革職されていた）都司葉雲昇が東西壩を分掌するものとした。「奏報呂家窪合龍日期

摺」光緒二年一月二八日（一八九七年一月一日）、『李忠節公奏議』一〇一〇―一〇一四頁、『李秉衡集』四〇四―四〇五頁。

〈63〉 同右「奏報呂家窪合龍日期摺」『李忠節公奏議』一〇一〇―一〇一四頁、『李秉衡集』四〇四―四〇五頁。

〈64〉 李秉衡は再度二月初四日に韓家垣へ、七日に西韓家を調査。一日戻る。「奏報由下游河工回省日期片」光緒二年一二月一八日（一八九七年一月二〇日）、『李忠節公奏議』一〇三二―一〇三三頁、『李秉衡集』四一三頁。

〈65〉 被害は小沙灘で寛さ二〇丈、胡家岸口門で寛さ四〇丈、深さ均しく二〇丈上下。郭宗築大堤の残缺箇所から斉東、高苑、博興、樂安などを経て海へ流れた。「奏凌汎漫口限期籌堵摺」光緒二年二月初二日（一八九七年三月四日）、『李忠節公奏議』一〇五一―一〇五五頁、『李秉衡集』四二一―四二三頁。

〈66〉 「奏西韓工堵口現辦情形請添撥銀兩摺」光緒二年三月一五日（一八九七年四月一六日）、『李忠節公奏議』一〇六五―一〇六八頁、『李秉衡集』四二七―四二八頁。

〈67〉 「奏報桃汎防護平穩既西韓工現辦情形摺」光緒二年四月初九日（一八九七年五月一〇日）、『李忠節公奏議』一〇七九―一〇八一頁、『李秉衡集』四三三―四三四頁。

〈68〉 「奏陳韓工籌辦情形摺」光緒二年五月初二日（一八九七年四月一六日）、『李忠節公奏議』一〇八三―一〇八九頁、『李秉衡集』四三五―四三七頁。

〈69〉 「奏韓工暫請停辦摺」光緒二年五月一七日（一八九

七年六月一六日)、『李忠節公奏議』一〇九〇—一〇九三頁、『李秉衡集』四三八—四三九頁。内閣も追認している。内閣奉『上諭檔』二三冊、一〇九頁、資料番号414。

〔70〕北峰子では五、六丈、西灘では二十余丈、流れは旧盆河から海へ流れた。「奏利津縣北峰子西灘兩處民埵漫溢片」光緒二三年五月一七日(一八九七年六月一六日)、『李忠節公奏議』一〇九四—一〇九五頁、『李秉衡集』四三九—四四〇頁。

〔71〕三方向の水は、A…南峰莊から双河東南を巻いて小寧海へ。B…北峰の護莊埵から西灘(漫口地)を経て、辛莊で会合して大流を成す。C…そこから東と北に分かれ、永阜莊、南禹莊、辛莊を経て再び折れて南へ向い、楊家河から小寧海へ流れた。「奏陳西灘北峰漫口情形摺」光緒二三年六月初九日(一八九七年七月八日)、『李忠節公奏議』一〇六一—一〇九頁、『李秉衡集』四四七—四四九頁。この後、秋になると、A…西灘の口門が泥砂で塞がって北峰の流れを奪い七、八割が東へ。B…阜莊から南禹莊、辛莊へ流れ、楊家河を経て南に折れて二股に分かれ、絲網口から海へ流れた。離任に際して秋沢の危険箇所、河槽の疎通を確認した上で、正流を分割して新河に入れるといったプランを提示している。「奏請以北峰口門及陳莊新河為入海之路摺」光緒二三年九月二九日(一八九七年一〇月二四日)、『李忠節公奏議』一一五〇—一一五二頁、『李秉衡集』四六六—四六七頁。

〔72〕「奏陳河工情形並報回省日期片」光緒二三年五月一七

日(一八九七年六月一六日)、『李忠節公奏議』一〇九五—一〇九八頁、『李秉衡集』四四〇—四四一頁。

〔73〕大刀会は光緒二二年五月に激化、李秉衡は中心人物の劉士端らを処刑し落着を計るが、以後、独仏の外交圧力が高まり、李秉衡に対して罷免を要求される。総理衙門から二三年九月に四川総督を補授する妥協案が下されるが李秉衡は赴任を拒否する。「奏謝補授四川總督摺」光緒二三年九月初九日(一八九七年一〇月四日)、『李忠節公奏議』一三六一—一三七頁、『李秉衡集』四六〇—四六一頁。前掲、佐藤公彦『義和団の起源とその運動』二〇八—二〇九、三〇五頁。前掲、楊光「『巨野教案』中の山東巡撫李秉衡」。

〔74〕「奏預籌光緒二十三年黄河防汛經懇准照數撥用摺」光緒二二年一二月一八日(一八九六年一月二〇日)、『李忠節公奏議』一〇三〇—一〇三三頁、『李秉衡集』四二—四三頁。

〔75〕張汝梅が「東水攻沙」を提示したのは前任となる李秉衡の施策を前提としたものと考えられる。さらにこの後、義和団の対処で巡撫となる毓賢は李秉衡によって引き立てられたが、さらに軍事を重視した袁世凱が山東巡撫となると施策的には断絶し、光緒新政期になると周馥が対処する。清廷中央と変法や義和団との兼合いは別途考査する必要がある。李秉衡以後の山東巡撫による黄河治水については、前掲、細見和弘「清末の山東黄河治水に関する政策的考察」を参照。